

五經正義所引定本考

野間文史

一 はじめに

『舊唐書』儒學傳によれば、唐の太宗は經籍が聖賢を去ること久遠、文字に訛謬多きがために、前の中書侍郎顏師古に五經の考定を命じ、また當時儒學が多門、章句の繁雜なるをもつて、國子祭酒孔穎達に詔して、諸儒と五經の義疏を撰定せしめ、これを『五經正義』と名づけて天下に傳習させたという。顏師古の考定が行なわれたのは、『貞觀政要』崇儒學篇によれば貞觀四年(六三〇)のことであり、同七年にこの考定本は天下に頒布された(『舊唐書』太宗本紀)。また義疏撰定の開始は、孔穎達が國子祭酒を拜命した貞觀十二年頃のことと思われるが(孔穎達傳)、一應の完成を見たのち、貞觀十六年に第一次の更定が行なわれ、『五經正義』序、永徽四年(六五三)に第二次の更定を受け、『五經正義』として天下に頒布された(高宗本紀)。以後、明經の考試はこの書に依ることとなるのである。

さて、『五經正義』が現在に傳わることを言うまでもないが、顏師古の「考定本」は、今日我々はこれを知ることができない。ところが、『五經正義』中にしばしば「定本」なるものが引用されており、これが

即ち顏師古の「考定本」であるというのが、今日の大方の見方である。段玉裁が「顏師古奉勅考定五經。凡正義中所云、今定本是也」(『段太令經韻樓集』)と述べるものが、その代表的なものであらう。

しかし、『五經正義』所引の「定本」が顏師古の「考定本」ではないとする見解もある。清末の左傳學者劉文淇(一七九四)の説がそれである。劉氏は『春秋正義』の成立に關して極めて詳細な分析を試み(『左傳舊疏考正』)、『春秋正義』の大部分は隋の劉炫の『春秋述議』を踏襲するものであり、孔穎達を始めとする唐人の手に成るのは、劉炫説を批判した部分の百餘條に過ぎないという大膽な假説を提出している。

これは他の『正義』の成立にも大きな示唆を與えるものといふべきであらう。そして劉氏はその際、『五經正義』所引の「定本」にも言及し、これが實は顏師古の「考定本」ではなく、隋以前に成るものであることを論じているのである。

劉氏以外にこの説を唱える人は少なく、劉氏以上に詳細な議論のあることを寡聞にして知らない。そこで本稿では、この劉文淇の論點を檢討することを手がかりとして、『五經正義』所引の「定本」の性格について一步進めて考察してみることとした。

二 唐以前の定本

劉文淇の「定本」に關する議論は『左傳舊疏考正』の自序に見える。自序はその前半で『春秋正義』に關する劉氏の基本的見解を概説したあと、後半で「定本」に言及する。先ず「定本」が齊隋以前に成るとする結論を述べ、更に續けて十證を挙げ、その妥當性を論じている。そこで本稿では、劉氏の考證の全文を適宜分割して前に掲げ、逐一檢討を加えていくこととしよう。

或又謂「疏中每引定本。定本出於顏師古、則疏爲唐人之筆可知。」近世諸儒咸同斯論。按師古本傳云「帝嘗歎五經去聖久遠、傳習寢訛、詔師古於秘書省考定、多所釐正。」是師古原有定本。然漢魏以來、校定書籍者、正復不少。即如北齊郎茂于秘書省刊定載籍。隋蕭該開皇初奉詔與何妥正定經史。又劉焯傳云「焯與諸儒於秘書省、考定羣言。」是齊隋以前皆有定本。詩國離序「故正得失」疏云「今定本皆作正字。與二十三言。年傳「申詳與之傳爲右」杜注「傳字詳字」疏云「俗本多云申詳字。今案、注云傳字申詳字。若傳先有、無相此注、故今定本皆無」皆之云者、非一本之詞也。疏中所云「今定本」者、當係舊疏、指齊隋以前而言。必知非師古定本者、其驗有十焉。劉氏がここで指摘するのは、顏師古以前にも經書を始めとする書籍の校定は行なわれたという事實である。即ち北齊の郎茂、隋の蕭該と劉焯の三例がそれである。

- ④ 後奉詔於秘書省刊定載籍。(『隋書』郎茂傳)
 - ⑤ 開皇初、賜爵山陰縣公、拜國子博士。奉詔書與何妥正定經史。然各執所見、遞相是非、久而不能就。上譴而罷之。(『隋書』儒林蕭該傳)
 - ⑥ 後與諸儒於秘書省考定羣言。(『隋書』儒林劉焯傳)
- 劉氏の擧げたこの三例のほかに、我々は更に次のような類例を擧げ

ることができらるであらう。意外にもその数の多いことに驚く。

- ① 臣(孫慮)今依前丞臣盧昶所撰、『甲乙新錄』、欲裨殘補闕、損併有無、校練句讀、以爲定本、次第均寫、永爲常式。(『魏書』儒林孫惠蔚傳)
 - ② 左民尚書周弘正、黃門郎彭僧朗、直省學士王珪、臧陵校經部。左僕射王褒、吏部尚書宗懷正、員外郎顏之推、直學士劉仁英校史部。廷尉卿殷不害、御史中丞王孝純、中書郎鄧藹、金部郎中徐報校子部。右衛將軍庾信、中書郎王固、晉安王文學宗普業、直省學士周確校集部。(『北齊書』文苑顏之推傳注)
 - ③ (天保)七年、詔令校定羣書、供皇太子。(按)遜與冀州秀才高乾和……等十一人同被尚書召共刊定。(『北齊書』文苑樊遜傳)
 - ④ (明帝)及即位、集公卿已下有文學者八十餘人於麟趾殿、刊校經史。(『周書』明帝紀) 明帝初、參麟趾殿學士、考校圖籍。(韋孝寬傳) 武成中、世宗令諸文儒於麟趾殿校定經史。(蕭瑄傳) 世宗即位、又與王褒等在麟趾殿刊定羣書。(宗傑傳)
 - ⑤ 又奏追李文博、陸從典等學者十許人、正定經史、錯謬。(『隋書』許善心傳)
- またこれらの例に、さらに劉焯、劉炫の石經校定をつけ加えてもよいであらう。
- ① (開皇)六年、運洛陽石經至京師、文字磨滅、莫能知者。奉敕與劉炫等考定。(『隋書』儒林劉焯傳)
- 以上列擧した諸記事は、唐の顏師古以前にも歴代の王朝によって群書校定の事業が計畫實行されたことを物語るものである。「定本」が顏師古のもの唯一ではないとする劉氏の見解には、一應耳を傾ける必要はありそうである。

ところで劉氏は自注で「今定本皆」という二例を擧げて「定本」の一本に非ざることを論じている。また『穀梁傳』僖公五年楊士助疏に「但定本作殊者多」という表現を我々は見出すことができる。したがって何種類かの「定本」が存在したかの如くである。ただ、同一『正義』中で數ある「定本」を同一呼稱でもつてするのは、やや不可解ではある。後でこの問題に言及したいと思う。

三 禮記正義所引定本

『禮記』「匹士大牢而祭謂之饗」疏云「盧・王禮本並作四字。今定本及諸本並作正字。熊氏依此而爲正字、恐誤也」。②據此是定本乃在熊氏前。檀弓「弁經葛而葬」注「既虞卒哭乃服受服也」。疏云「皇氏云、檀弓定本當言『既虞』、與喪服注會云『卒哭』者誤也」。①文王世子「諸父守貴宮貴室」疏云「此貴宮貴室總據路寢。皇氏云、或俗本無貴宮者。定本有貴宮」。③據此是定本在皇氏前、其驗一也。

これは『禮記正義』所引の「定本」について述べたもので、②は禮器篇、③は檀弓下篇、④は文王世子篇にみえる。ここで劉氏は「定本」が北周の熊安生(五八〇頃)④、梁の皇侃(五八九)⑤以前に在ることを論じているのであるが、如何であらうか。

先ず④について。劉氏は「熊氏依此」が前の「今定本及諸本」を指すのであるから、「定本」は熊氏以前であるとみるのである。一應尤もと考えられるが、あるいは「今定本」に及ばず、「諸本」のみを指すとも解することができるのではあるまいか。すると熊氏以前以後は問題ではなくなる。ただ『正義』が、この「今定本」を誤りと断定しているのは注意しておくべきであらう。

⑤について。「皇氏云檀弓定本」は、阮刻十三經注疏本では「檀弓

足本」に作り、校勘記は「閔・監・毛本作定。此本定作足」と述べるのみで、是非を決していない。「足」字では明らかに文意が通じないのであるが、「檀弓定本」という表現もまた奇異である。「饗禮」における喪服篇のごとく、『禮記』における月令篇あるいは中庸篇のごとく、檀弓篇を獨立させる例は無いからである。したがってこのままでは文意不明といふべきであるが、あえて推測すれば、この「足」字は「是」字の誤りではないかと思う。「檀弓是本當言『既虞』、與喪服注會云『卒哭』者誤也」として、鄭注の誤りを指摘しているものと解すれば、一應意味が通じる。

⑥について、劉氏は皇侃の言葉を「或俗本無貴宮者。定本有貴宮」までとみて、「定本」が皇侃以前だと断するのである。因みに馬國翰『玉函山房輯佚書』も同様である。しかし、これも「或俗本無貴宮者」までが皇氏の語ともとれるではないか。

以上のような考え方も可能だとすれば、②③④ともに、「定本」が熊安生・皇侃以前に成るとする劉氏の主張に我々は必ずしも従う必要はないであらう。

四 春秋正義所引定本

襄二十七年傳「皆取其邑而歸諸侯。諸侯是以睦於晉」疏云「古本亦有不言『諸侯』者。今定本重言『諸侯』。劉炫云、晉宋古本皆不重言『諸侯』、不重是也」。劉炫豈及見師古定本而以定本爲非。其驗二也。

これは『春秋正義』所引の「定本」についての考證である。断章取義の嫌疑を恐れ、襄公二十七年のこの條の『正義』の全文を引用すれば左の如くである。

古本亦有不重言「諸侯」者。今定本重有「諸侯」。若重言「諸侯」、則天下諸侯、以此事故皆陸於晉。劉炫云、晉宋古本皆不重言「諸侯」、則唯謂齊魯宋三國陸耳。不重是也。——④

この『正義』の一條は、全體が傳文のテキストの異同についてのみ論じたものである。「諸侯」字を重ねたものと重ねない二つのテキストのうち、重言しないのが「古本」、重言するのが「今定本」であることを先ず明言する。そして重言した場合の傳文の意味を述べ、繼いで劉炫が重言しない場合の解釋を述べたあと、重言しないものが多いと判定している。まことに首尾一貫したものであるべきであろう。そして我々のここで注目すべきは、劉炫によつて「今定本」が否定されているということである。劉文淇が「劉炫豈に師古の定本を見て、定本を以て非と爲さんや」と斷ずるのは、妥當といわざるを得ない。すなわち『左傳』の「定本」は隋の劉炫(五五〇)以前に成るといふことになる。

五 毛詩正義所引定本

詩疏多引「定本集注」。「集注」乃梁代崔靈恩所作。若唐人引師古定本、不應「定本集注」並列、而「定本」反在「集注」之前。其驗三也。

『五經正義』中、『毛詩正義』は「定本」を引用することの最も多い(三二九例)ものであるが、そのうち梁の崔靈恩の「集注本」と連言するものが極めて多いのが特徴である。いま大雅・思齊篇を一例として挙げよう。

思齊 烈假不瑕。箋云 厲假皆病也。

正義曰 鄭讀「烈假」爲「厲痕」故云「皆病也。」說文云「厲惡疾

也。」或作「癩痕病也。」是厲・痕皆爲病之義也。定本及集注皆云「厲疫病也」不訓「痕」字、義不得通。——⑤

さて、ここで劉氏は「定本」の製作年代が「集注」より前に在るから、「定本集注」と並列するのであって、「定本」は梁の崔靈恩より前に成ると主張するのである。しかし、劉氏のこの論はいささか強引といわねばならぬ。なぜなら、逆に「集注定本」と並記する例もあるからである。このような例について劉氏は何ら言及していない。その一例を挙げよう。大雅・生民篇である。

生民 誕降嘉種、維秬維秠、維糜維芑。

箋云、天應堯之顯后稷、故爲之下嘉種。

正義曰 案集注及定本、於此並無「箋云」。——⑥

このような例が『毛詩正義』中に十例ほどみられる。「定本集注」の七十八例に比してその数が少ないのは事實であるが、「定本集注」という表記は必ずしも時代の先後を表わすものではない。思うに、やはり『正義』が「定本」にある程度の權威を認めていたからであろう。あるいは兩者の成立時期が近接していたことを意味するかもしれない。そして、ここでも⑥では明らかに「定本集注」が否定されていることに注目したい。また⑥でも「集注定本」の是非を明言してはいないが『正義』の據つたテキストが「集注本」でも「定本」でもないことは、指摘できるであろう。

六 公穀疏所引定本

師古但定五經、未聞更校公・穀。宣十七年左傳疏引穀梁定本作「晉卻克眇、衛孫良夫跛。」公羊疏云「案舊題云、春秋隱公經傳解詁第一公羊何氏。今定本則升公羊字在經傳上、退隱公字在解詁下。未知

自誰始也。」則公・穀皆有定本。其驗四也。

顏師古の考定は五經に對して行なわれたのであって、その他の經書『公羊傳』・『穀梁傳』には及んでいないにもかかわらず、兩傳に「定本」があったことを知ることができる。したがって「定本」は顏師古の考定本ではない、というのがここでの劉氏の議論である。

顏師古の考定した五經が、具體的にどの經書を指すのかについては、實は明文はない。しかし、後に撰定された『五經正義』から推して、『周易』・『尚書』・『毛詩』・『禮記』・『左傳』の五經と考えるのが、やはり妥當ではないだろうか。『春秋正義』の撰定に参加した國子博士の谷那律は、褚遂良から「九經庫」と稱されたという（谷那律傳）。當時三禮三傳をあわせて「九經」と呼んだことが知られるであろう。したがって劉氏の議論は一應納得できるものである。以下、兩傳の「定本」について検討してみよう。

先ず『穀梁傳』について。劉氏の挙げたのは『春秋正義』宣公十七年の條に引用されたものであるが、楊士勛『穀梁疏』中にも僅か一例ながら「定本」の引用がある。僖公五年經の條である。

經 冬、晉人執虞公

注 江熙曰……三人殊而一致、三公殊而同歸。

疏 「三公殊而同歸」或有作「舛」者。「舛」者謂差舛。理亦通。但定本作「殊」者多。——⑧

右に記したのは、實は乾隆四年刊の殿本である。阮刻本では圈點を施した「殊」字をすべて「舛」字に作るが、これでは文意を成さぬ。殿本の考證に従うべきであろう。すなわち、注文の「三公殊而同歸」を「三公舛而同歸」に作る一本があるが、「定本」に「殊」に作るものが多いので、「殊」のままでよい、というのがこの條の主張である。

以上、わずかに二例のみで、しかもその一例は『春秋正義』所引のものであるが、『穀梁傳』に「定本」が存在した可能性はあるといえるであろう。⑧の例からすれば、この「定本」は范甯の『集解』をも含むものであった。

次に『公羊傳』について。『公羊疏』所引の「定本」は、劉氏の挙げた一例をあわせてすべて五例である。

ところで『公羊疏』の作者は、通説では唐の徐彥とされているのであるが、實際には無名氏の作で、作者・成立年代に關する先人の論考も數多く残されている。そして、この五例の「定本」がその實證の際にかなり重要な手がかりとなっているのである。

阮元が成公二年傳の疏所引の「定本」について、「此二十字當是校書者札記語、非疏者本文也。」と述べ、五條がすべて後代の追記であるかの如く論ずるのは、いささか暴論であるが、近人の論考で、たとえば狩野直喜氏は、これを顏師古の「考定本」とみなし、『公羊疏』を唐人の作だと推論しているのである。これに對し重澤俊郎氏は、北魏の太宗の泰常五年以降、隋の開皇二年以前にその成立年代を求め、これを北學者の手に成るものと考證している。そして「定本」に關しては、劉文淇の説を全面的に承認し、「公羊定本」五條についても、これらが顏師古の「考定本」に非ざることを力説しておられる。「公羊定本」の五條に關する限り、筆者は重澤氏の意見に贊同するものである。その具體的考證は重澤氏の論考に譲りたい。

七 顏師古と五經正義

孔穎達傳「與師古同受詔、撰五經正義」今疏中有以定本爲非者。夫豈師古自駁其說。其驗五也。

孔穎達傳によれば、『五經正義』の撰定には顔師古も關與しているにもかかわらず、「定本」がしばしば否定されている。したがって「定本」は顔師古の考定本を指すものではない、というのが劉氏の見解である。

「定本」が否定されている例はすでに述べた通りである(㉔・㉕・㉖)。しかし、顔師古が『五經正義』撰定の事業に参加していたかどうかについては、實は検討を要するのである。確かに孔穎達傳には「先是、與顔師古・司馬才草・王恭・王琰等諸儒受詔撰定五經義訓、凡一百八十卷、名曰五經正義。」とあり、また『貞觀政要』崇儒學篇にも、「太宗又以儒學多門、章句繁雜、詔師古與國子祭酒孔穎達等諸儒、撰定五經疏義、凡一百八十卷、名曰五經正義、付國學施行。」とあって、いささかの問題も無いかの如くである。

ところが、顔師古・司馬才草・王恭のそれぞれの『舊唐書』の傳にはそのことがみえないし、何よりも『五經正義』の成立に關する同時資料である五つの序文と長孫無忌等「上五經正義表」には、その關係者を列擧するにもかかわらず、顔師古を始めとする四人の名は見當たらない。福島吉彦氏が『貞觀政要』の混淆もしくは錯覺によるものではないかと疑っておられるが、筆者もその説を支持したい。したがって、劉氏のここの議論は筆者にとっては成立しない。

八 顔氏家訓と匡謬正俗

顔之推家訓云、「齊侯疾、遂店。世間傳本多以『疾』爲『疥』。俗儒就爲通云、病疥令人惡寒、變而成瘡。此臆說也。」今左傳疏云「今定本亦作疥」。若謂師古所定、則是數典忘祖。其驗六也。

匡謬正俗云「襄五年、楚公子王夫字子辛。今之學者以其字子辛、遂

改王夫爲王夫。此與庚午不相類。固宜依本字、讀爲王夫。」此書亦師古所作。其定本應與之同。今左傳疏作王夫、不云「定本作王夫」。其驗七也。

『顔氏家訓』の著者は顔師古の祖父である顔之推であり、『匡謬正俗』は顔師古自身の著作である。それにもかかわらず『春秋正義』所引の「定本」は二つの著作の主張と齟齬する。したがって「定本」は顔師古のものではない、というのが劉氏のこの二條での指摘である。

まず『顔氏家訓』について。これは書證篇にみえる『左傳』昭公二十年の傳文の異同についての議論である。現行本では「齊侯疥、遂店」に作るが、顔之推は「疥」を「疾」とするテキストが正しいと主張するのである。『正義』は、「疥」を「疾」に改めるべきだとする梁元帝の説を前に引いてこれに贊同したあと、「疥」のままでもよいとする徐仙民・「今定本」を後に附加引用するが、その是非は論じていない。因みに陸德明『經典釋文』は、梁元帝の説を引いて、これを否定している。

したがって「疥」字でよいとする陸德明・徐仙民・「今定本」と、「疾」に作るべきだとする梁元帝・顔之推・『正義』とは對立するわけで、劉氏の指摘する通りである。仁に當たりては師にも譲らず、祖父といえども眞理の前には否定されねばならぬとする見方もあろうが、如何であらうか。劉氏の議論の方にやや分があるように思われる。

『匡謬正俗』に引かれた經書のうち、「定本」と比較できるものは殘念ながら極めて乏しい。その一例が劉文淇の擧げた卷四「王夫」の條で、ここで顔師古は『春秋』襄公五年にみえる「公子王夫」は「公子王夫」でなければならぬと論じている。ところが現行本の『春秋』經文・『春秋正義』ともに「公子王夫」に作り、しかも『正義』は「公子

王夫」に作るテキストには言及しない。「定本」が顔師古のものであるならば、必ずや「定本」を引用してその是非を論ずるはずである、というのが劉氏の議論である。「正義」が直接「公子王夫」について論及していないので、やや説得力に缺けるが、一應納得できるであろう。

九 五經正義と定本

又師古本傳云「詔師古於秘書省考定、既成、悉詔諸儒議、各執所習、其相非詰。師古輒引晉宋舊文、隨方曉答、人人歎服。帝因頒所定書於天下。」定本既已奉勅頒布、正義豈能議其非。其驗八也。

顔師古が勅命を奉じて「定本」を作成し、これを天下に頒布したからには、これよりわずかに後れて成立した『五經正義』が「定本」の是非を論ずる道理が無く、「定本」の意見を否定するような立場をとるわけがない、というのが劉氏の見方である。これはかなり説得力のある議論であると思う。

ところで、『五經正義』が「定本」を引用する態度は、大略以下の四類に分けることができるであろう。

第一類 定本を引いて『正義』の妥當性を證するもの。

第二類 定本を引いて『正義』の非を論ずるもの。

第三類 定本を引いて異文・異句を示すに止まるもの。

第四類 定本を引いて、これを誤りと斷ずるもの。

このうち第一・二類は、テキストの正當性を「定本」に求めたものといえる。いま、『春秋正義』からそれに該當する例を擧げてみよう。

僖公十五年傳 登臺而履新焉。

正義 俗本作「履」者、「履」是在足之服、故踐者亦稱「履」、是以

誤焉。定本作「履新」。——①

僖公十五年傳 曰上天降災……唯君裁之。

正義 傳文於此或有「曰上天降災……唯君裁之。」左傳本無此言。後人妄增之耳。何以知其然。……明是本無之也。今定本亦無。——

①

第三類はテキストの異同を指摘するのみで、正誤の判定を下していないもので、「定本」に對してやや遠慮があるかの如くである。「春秋正義」と『禮記正義』から一例ずつ擧げてみよう。

文公十八年傳 服讒蒐惡、以誣盛德。

杜注 「成德」賢人也。

正義 「成德」謂成就之德、故爲賢人也。定本「成德」爲「盛德」。

——①

投壺 請爲勝者立馬、一馬從二馬。

正義 「一馬從二馬」者……故云「一馬從二馬。」然定本無此一句。

——②

以上の三類は、「定本」にある程度の權威を認めていたことを示すものといえよう。これらの例だけなら問題はないのであるが、しかし、第四類の、「定本」を眞向から否定する例も相當數存在するのである。ここでは代表例をあげるにとどめる。

尙書大誥 矧肯構……矧肯穫。

正義 定本云「矧弗肯構」「矧弗肯穫」皆有「弗」字。檢孔傳所解

「弗」爲衍字。——①

毛詩雞鳴 無燕予子憎

正義 今定本作「與子憎」。據鄭云「我」、「我」是「予」之訓、則

作「與」者非也。——②

禮記禮器 禮也者反本脩古、不忘其初者也。

正義曰：此一説論禮之所設「反本脩古」故可述而多學。「反本」謂反其本性。「脩古」謂脩習於古。定本及諸本作「循」字。當作「脩」。

定公十年傳 城其西北而守之。

正義曰 築城於其西北之地而守之也。本或「北」下有「隅」。昭二十五年傳「陷西北隅以入」。又云「登西北隅以望」。涉彼而誤耳。今定本有「隅」誤。——⑩

勅命を受けた顔師古の「定本」が、同じ太宗に詔せられて撰定された『五經正義』によって、かくの如く否定されるということが考えられるであろうか。劉氏の主張に妥當性があると思う。

十 五經正義の底本

舊唐書云「貞觀七年、頒新定五經於天下。永徽四年、頒孔穎達五經正義於天下。每年明經。依此考試。」是則二書並行。不聞以師古定本載入正義。其驗九也。

ここに引く『舊唐書』は太宗本紀と高宗本紀にみえるものである。この記事からだけでは、「定本」と『正義』が並行したかどうかは判断できないが、すでに指摘してきたように、『五經正義』が「定本」（顔師古のものであろうとなかろうと）を基準としていないことは、否定できぬ事實である。「定本」を顔師古のそれとみなす阮元すら、「考、顔師古爲太宗定五經、謂之定本。非孔穎達等作正義之本也。俗本謂當時通行之本、亦非即作正義者、兼不專指一本」（『毛詩校勘記』）と述べているのである。

『舊唐書』儒學傳・『貞觀政要』崇儒學篇の書きぶりからすると、「五經定本」の完成を待ったうえでの『五經正義』の撰定という考えが根

底にあるようだが、それぞれは一應別個の事業であつたと思われるのである。

十一 經典釋文と定本

陸德明卒於高祖末年。貞觀四年。師古始受詔、考定五經。詩兔爰箋云「有所操威也」。釋文云「操七刀反。今作噪、與定本異、與箋義合。」魚麗傳云「草木不折、不芟斧斤、不入山林。」釋文云「定本芟作操、草刀反。」陸氏不見師古定本。釋文乃兩引之、且爲之作音。其驗十也。

顔師古の五經考定以前に成立した陸德明の『經典釋文』に「定本」が引用されているからには、「定本」は顔師古のものではない、というのが劉氏十證目の議論である。

『舊唐書』儒學陸德明傳によれば、陸氏は唐初まで在世した人物であるが、彼の著作である『經典釋文』の成立については、陳の至德元年（隋開皇三年）説が現在ほぼ鐵案とされている（吳承仕『經典釋文序錄疏證』）。そしてこの書に「定本」がわずかに三條ながら引用されているのである。いずれも『毛詩』で、劉氏の擧げた二條と、小雅常棣篇である。左に『釋文』と『正義』を並記してみよう。

兔爰毛傳 言爲政有緩有急、用心之不均。
箋 有急者有所噪威也。

釋文「所操」七刀反。本亦作「噪」沈七感反。今作「噪」與定本異、與箋義合。

正義 箋「有所噪威」者、定本作「操」、義並得通。——⑪
常棣毛傳 兄弟尚恩怡怡然、朋友以義切切然。
釋文「切切然」定本作「切切惻惻然」。

正義「切切節節」者相切磋勉勵之貌。論語云「朋友切切悃悃、兄弟怡怡」。注云「切切勸競貌、怡怡謙順貌。」此（毛傳）「熙熙」當彼「怡怡」、節節」當彼「悃悃」也。定本「熙熙」作「怡怡」、

「節節」作「悃悃」。依論語則俗本誤。——④
魚麗毛傳 草木不折不操 斧斤不入山林。

釋文「草木不折不操」草刀反。「斧斤」一本作「草木不折不莠」。定本「莠」作「操」草刀反。

正義「草木不折不莠、斤斧不入山林」、言草木折莠、斤斧乃入山林也。草木折莠、謂寒霜之勁……定本「莠」作「操」、又云「斧斤入山林」、無「不」字誤也。——⑤

ところで周知の如く、『五經正義』の本來の姿は所謂の單疏本の形式で、經注とは別行していたのであるが、後世、經注と疏、さらにはこれに『經典釋文』をも合刻するにいたった。その結果、『正義』の據ったテキストと、合刻された經注とが一致しない事態がしばしば生じることになるのである。右に挙げた後の二條はその例といえるであろう。

その點に注意して「正義本」・「正義所引定本」、「釋文本」・「釋文所引定本」とを比較してみると、右の三例はすべて「正義所引定本」と「釋文所引定本」とが一致することを指摘できるのである。『正義』と「釋文」それぞれの所引の「定本」が同一のものを指すかどうかが問題となるであろう。

前掲狩野氏の論考では、「定本」を引くのは「釋文」中わずかに二例（④⑤）であり、「正義所引定本」が「釋文所引定本」と一致することから、後人が顔師古の書によって竄入したものだとして断じておられる。實際には④の例を入れて三條であるが、ここでも兩者の「定本」の内容

が一致するのであるから、狩野氏の主張からすれば、その結論に支障はないとされるであろう。

狩野氏の論考では、唐以前に「定本」が作成されたことへの配慮がないのであるが、「釋文定本」が「顔師古考定本」であるのか、即ち後人の竄入であるのか、あるいは唐以前の考定本を指すのか、その例が少ないだけに、判断を下すのが躊躇されるところである。ただ④の「釋文」の「今作操」というのが何を指すのか不明瞭であり、また、⑤の「釋文」所引の「定本」が「釋文本」に一致するのは重複の疑念がある。これらが後代に増加されたものとみなすのも、可能なように思われるのである。

十二 劉文淇說檢討のまとめ

二節から十一節にわたり、劉文淇の論述にしたがって繁瑣な検討を加えてきた。今一度整理してみると、次のような事實を明らかにしたかと思う。

- 「定本」が顔師古以前にも作成せられたこと。したがって「定本」は一種類ではないこと。
- 「正義」所引の「定本」が北周の熊安生・梁の皇侃・崔靈恩以前に在るとする劉氏の見解には賛同できぬこと。また、陸德明『經典釋文』所引の「定本」は後人の竄入の疑いがあること。
- 『春秋正義』所引の「定本」は、隋の劉炫以前に在るらしいこと。
- 『公羊』『穀梁』の兩傳にも「定本」があつたこと。しかし、顔師古の「考定本」はこの二傳を含まないであろうこと。
- 顔師古は『五經正義』撰定には與かっていないこと。
- 顔師古の祖父である顔之推の『顔氏家訓』と顔師古自身の著作で

ある『匡謬正俗』には、一部、『正義』所引の「定本」と一致しないものがあること。

○『五經正義』の準據したテキスト(底本)は「定本」ではないし、『正義』は「定本」に對してある程度の權威を認めつつも、これの是非を論じていること。

したがって、『正義』所引の「定本」が顏師古の「考定本」ではないとする劉文淇の主張は、基本的には肯定さるべきだと考えるのである。以上の劉氏の見解に付け加えるべきこと多くはないのであるが、以下、微細な問題點を補足することによって、願わくば劉氏より一步進めてみたいと思う。

十三 開成石經と定本

唐の文宗の開成二年(八三七)、時の國子祭酒であった鄭覃の奏請によつて、『孟子』を除く十二經の「石經」が大學門前に建てられた。後世にいわゆる「開成石經」である(『舊唐書』文宗紀)。その詳しい成立事情をここで述べる暇はないが、「石經」が顏師古の「考定本」を下敷にしたであろうことは容易に想像のつくところである。そこで本節では「開成石經」と「正義所引定本」とを比較してみることにする。もっとも「石經」は注文を載せないのので、その検討はもっぱら經文に限られることになる。

さて、「正義本」と「定本」の両者が一致する場合は問題はないのであるが、それが相違する場合に、「石經」がどちらに據っているかが論點となるのである。先ず、「正義本」を取らず「定本」に據つたものを指摘してみよう。前引の例でいえば④・①、いずれも『春秋正義』所引であるが、「石經」は「定本」に一致するのである。そして

このような例は『毛詩正義』・『禮記正義』所引のものにも多く見出すことができる。

このような例のみであるならば、「定本」は「顏師古考定本」(『唐石經』)となり、劉文淇の説は再検討を要することとなるのであるが、「石經」が「定本」と異なり、「正義本」と同じものもまた少なからず存在するのである。前引の例でいえば『禮記』の②・④・⑨、『尚書』の①、『左傳』の⑩等がそれである。これらの例からすると、「石經」は「正義所引定本」に據つたとも、「正義本」に據つたとも、いずれにも決定できないというべきであろう。

しかし、次に掲げる三例をみれば、「石經」はこの兩者のいずれにも基づかないことを豫想せしむるものがある。『毛詩』二條と『左傳』一條である。

		正義本	正義定本	開成石經
⑤	邶風終風	願言則寤	願言則寤	願言則寤
①	唐風采芣	人之僞言	人之僞言	人之僞言
④	僖十五傳	(曰上天……)		曰上天……

⑤は『釋文』によつて「定本」を推定したものである。すなわちここでは「石經」は兩者に據っていない。①は「正義本」と「定本」が一致するにもかかわらず、これとは別の一本に基づくようである。④の例は、すでに①で引用した例である。「正義本」は元來「曰上天降災」以下の三七字の傳文があつたのであるが、『正義』自身がこの一文の無い「定本」を是として、これを削除すべきだと主張するのである。しかるに「石經」はこの一文を存續させているのである。これら

の例からすれば、「石經」は、「正義本」にも「定本」にも據っていないことが理解されるであろう。

したがって、「開成石經」が「顔師古考定本」を基にしたであろうとの假説に立つと、「正義所引定本」は「顔師古考定本」ではないことになるのである。

十四 五經正義相互の關係

從來『五經正義』の缺點として「彼此互異」ということが指摘されている。これは、「正義」の依據した六朝の「義疏」が五經のそれぞれで異なることから生じたものであることはいままでもない。そこで本節では「正義所引定本」について、『五經正義』相互の關係を吟味してみよう。次表の㉑㉒は『毛詩』の經・序・傳・箋のうち、「毛詩正義本」と「毛詩正義所引定本」とが相違する例である。

		毛詩正義本	毛詩正義定本
㉑	鄭風蕤蕤・箋	先鄉齊晉	先鄉齊晉宋衛
㉒	唐風羔裘・傳	祛袂	祛袂末
㉓	小雅六月・箋	鈞鑿	鈞般
㉔	小雅巷伯・經	作爲作詩	作爲此詩
㉕	鄭風風雨・傳	胡、何夷說也	夷說也
㉖	鄭風子衿・序	刺學校廢	刺學廢
㉗	小雅都人・箋	城郭之城	城郭之城

これらはいずれも『春秋正義』にも引用されており、㉑㉒までは「定本」に一致し、㉓㉔は「正義本」と同一である。したがって「春

秋正義』所引の『毛詩』は、「毛詩定本」・「毛詩正義本」いずれにも據っていないことになる。

いささか結論を急ぎすぎるとの非難を被るかもしれない。しかし、『春秋正義』所引の『禮記』、『毛詩正義』所引の『尚書』・『禮記』、『禮記正義』所引の『毛詩』など、その例は多くはないのであるが、これと同様の結論を導き出し得るのである。いま一例だけ、『禮記正義』所引の毛詩傳を挙げよう。王制・月令篇の二箇所に引用された魚麗傳がそれで、ここでは、「草木不折不操、斧斤不入山林」に作る。これを前引㉑の例と比較してみると、「正義本」にも「正義所引定本」にも一致しない。すなわち、『禮記正義』が據った『毛詩』は、「毛詩正義本」でも「毛詩定本」でもないことになる。

したがって、『五經正義』のそれぞれが據った『五經』がそれぞれに異なるのであって、いわば『五經正義』が共通に仰ぎみる「五經定本」は存在しないというべきである。既に十節で、顔師古の「考定本」の成立を待った上での『五經正義』の撰定ではないと指摘したが、このことを裏書きすることにもなるであろう。

十五 顔師古漢書注

顔師古本傳にみえる彼の著作、『漢書注』・『急就章注』・『匡謬正俗』のうち、『匡謬正俗』については既に八節において検討した。残る二書のうち、「正義所引定本」との關係を吟味できそうなものが、次の『漢書注』所引の『毛詩』二例である。いずれも敘傳にみえる。

安世溫良、塞淵其德、子孫遵業、全祚保國。述張湯傳第二十九。

師古曰、詩鄭風燕燕之篇曰「仲氏任只、其心塞淵。」淵深也。塞實也。謂其德既實且深也。此敘言子孫亦有之。——㉑

不圖不慮 見贖石許。述蕭望之傳第四十八。
師古曰、詩小雅雨無正之篇云「旻天疾威、不慮不圖」也。慮思也。
圖謀也。言幽王見天之威、不思謀也。——②

①の燕燕について、『毛詩正義』は「定本『任大』之下云『塞瘞』也。俗本『塞實』也」と述べる。『毛詩正義』がどちらに據ったか明言していないが、顔師古の解釋は「定本」とは異なり、「俗本」に一致するのである。

②の雨無正について、『毛詩正義』は「上有昊天、明此亦昊天。定本皆作昊天。俗本作旻天。誤也」と述べる。したがって『漢書注』所引のものは、『正義』によって否定された「俗本」に一致する。「定本」が「顔師古考定本」であるなら、當然「旻天」を「昊天」に作るはずのところであろう。

さらに五行志注に「晉厲公、景公之子也。名州蒲」とある。この晉厲公の名については、『春秋正義』によれば「州蒲」と「州滿」の兩説があったようである。成公十年の條である。

杜注 晉侯大子州蒲也。

正義曰 如傳文知晉侯是大子也。漢末有汝南應劭。作舊君諱議云「昔者周穆王名滿、晉厲公名州滿、又有王孫滿。是同名不諱」則此爲「州滿」。或爲「州蒲」誤耳。今定本作「滿」。

これによれば、『正義』は「州滿」とするのを是とし、「今定本」もまた「州滿」に作るのである。五行志注で顔師古が「州蒲」というのは、直接『春秋』を問題にしていけないのであるが、「今定本」が顔師古の手に成るものであるならば、ここで當然「州滿」と注釋すべきところであろう。

以上のわずかの例から判断を下すのはみあわすべきであろうが、

「正義所引定本」が「顔師古定本」に非ずとする結論に添うものとして、また、八篇の續説としてここに付言するものである。

十六 結論

左表は『五經正義』と『公羊』・『穀梁』兩傳統に引用された「定本」の數である。經文の多寡を計算にいれても、『毛詩』に壓倒的に多いことが注目されることである。次いで『左傳』・『禮記』が多い。因

周易	王弼	2
尚書	孔安國	7
毛詩	鄭玄	329
禮記	鄭玄	31
左傳	杜預	37
公羊	何休	5
穀梁	范滂	2

みに唐・賈公彥『儀禮疏』・『周禮疏』には「定本」の引用は全く無い。いな、むしろテキストの異同に言及することが極めて少ないというべきであろう。唐・楊士勛『穀梁疏』も同様の傾向である。これらをいかに解釋すべきであろうか。

異本の多く生ずる理由として、まず、對立する注釋の有無ということが考えられると思う。三禮に關しては鄭注一尊といつてよからうが、

他の經書には有力な注釋が數多くあった。『周易』では鄭玄と王弼、『尚書』の鄭玄と孔安國、『毛詩』の毛傳・鄭箋と王肅、『左傳』の服虔と杜預など。後述するように、これは南北の學の異同ともなっていることに留意しておきたい。

次に考えられるのは成立年代である。『五經正義』はもちろん同時期に作成されたものであるが、それらが依據した「義疏」の成立がそれぞれ異なるのである。王朝分裂の時代はテキストの異同にも反映したものと思われる。『正義』中、『周易正義』は唐人の筆に成る部分が多いことは孔穎達の序から豫想されることである。『正義』と前

後する時期に作成されたと思われる『周禮疏』・『儀禮疏』・『穀梁傳疏』に異本についての言及が少ないことはすでに述べた。

またそれぞれの學の盛行不盛行ということも考えられるであろう。『北齊書』儒林傳に次のような記載がある。

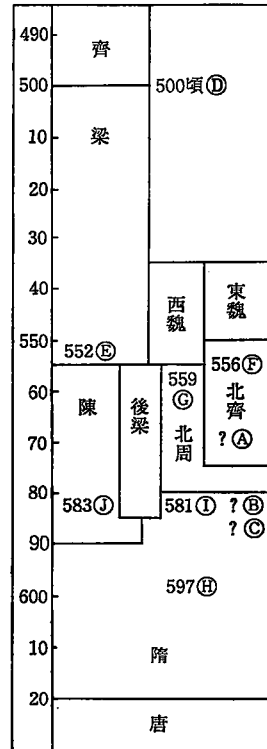
凡是經學諸生、多出自魏末大儒徐遵明門下。河北講鄭康成所注周易。……河南及青・齊之間、儒生多講王輔嗣所注周易、師訓蓋寡。齊時儒士、罕傳尚書之業、徐遵明兼通之。……並鄭康成所注、非古文也。下里諸生、略不見孔氏注解。武平末河間劉光伯、信都劉士元始得費彪義疏、乃留意焉。其詩・禮・春秋尤爲當時所向、諸生多兼通之。三禮並出遵明之門。……通毛詩者多出於魏朝博陵劉歊之。……河北諸儒能通春秋者、並服子慎所注、亦出徐生之門。……其河外儒生俱伏膺杜氏。其公羊・穀梁二傳、儒者多不措懷。

この記事と前掲表の「定本」の數とはかなりの共通點があることに気がつくであろう。「定本」の引用數のみから判断を下すのは冒險であるが、これはそのまま北學の學問の傾向を反映するものではないか。そして、『隋書』儒林傳序に南北の學の特徴を「大抵南人約簡、得其英華。北學深蕪、窮其枝葉」と集約して述べるのによれば、『正義』所引の「定本」は北學者の手に成るものではないか、との豫想が可能となってくるのである。

ひるがえって、第三節で列舉した歴代王朝の書籍の校定を左の如く年表化してみた。さらに、これに陸德明『經典釋文』①を付加する。

これらの校定作業が壓倒的に北朝に偏向していることが理解されるであろう。しかし、筆者は「正義所引定本」がこれら複數の「考定本」を指すものとは考えない。同一書中で異なる幾種類かの「考定本」を同一名稱で呼ぶとは考えにくいからである。

五經正義所引定本考



積極的な證據を擧げがたいが、敢て假説を立てることとする。筆者は「正義所引定本」は隋朝初期の、第二節で擧げた例でいえば、何妥③・劉焯④の「考定本」を指すものだと推定する。⑤⑥は恐らく同一事であろう。そして、⑦に「然各執所見、遞相是非、久而不能就、上譴而罷之」とある記事から察するに、この時の「考定本」はいわば決定版ではなかったのである。したがって、當時の學者はこれにある程度の權威を認めつつも、また一定の批判的餘地をも残しうるものであった。そしてこれはそのまま、すでに指摘した「正義所引定本」に對する『五經正義』の態度に一致するのである。

今日我々が目睹しうる隋朝以前の「義疏」の數は極めて少ないが、『講周易疏論家義記』・『禮記子本疏義』・『論語義疏』・『孝經鄭注義疏』等は、いずれも南朝のもので、これらに「定本」の引用がないことも、右の假説に矛盾しないであろう。また、隋の劉炫の手に成るといわれる『孝經述議』も、『古文孝經』に異本の無いことを、劉炫自身が序で述べている。なお、陸德明『經典釋文』所引の「定本」が、もし竄入でないとしても、引用數が少ないのは、陸氏が南學者であったためといえよう。

注(1) 阮元『宋本十三經注疏併經典釋文校勘記』・皮錫瑞『經學歷史』をはじめ、我が國の經學研究書もこの説を探るものがほとんどである。諸橋轍

次氏『經學研究序説』・内藤湖南氏「影印秘府尊藏宋葉單本尚書正義解題」(『支那學』第五卷第三號)・鈴木虎雄氏「五經正義撰定答問」(『桑原博士還曆記念東洋史論叢』)・斯波六郎氏「文選李善注所引尚書攷證」など。最近のものでは福島吉彦氏「唐五經正義撰定考」(『山口大學文學會誌』24)。なお、『五經正義』唯一の國譯たる吉川幸次郎氏譯『尚書正義』では、兩説を並舉しておられる。吉川氏「俗の歴史」(『東方學報京都』12冊4分)も同様。

(2) 荅野直喜氏の『毛詩注疏校勘記校字補』にも同様の指摘がある。この書には道光二十四年(一八四四)の序があるが、劉文淇『在傳舊疏考正』は嘉慶二十五年(一八二〇)の作であるので、あるいは荅氏が劉氏の説に據ったのかもしれない。

(3) 荅野直喜氏「公羊疏作者時代考」(『小川博士還曆記念史學地理學論叢』昭和五年)・重澤俊郎氏「公羊傳疏作者時代攷」(『支那學』第六卷第四號昭和七年)・河口音彦氏「公羊傳疏成立年代私考」(『支那學研究』第八號昭和十八年)・杉浦豊治氏「公羊疏成立時代についての考察」(『日本學士院紀要』第十二卷第三號 昭和十九年)など。

(4) ところで、ここで配慮すべきは、「顔師古考定本」がはたして注文まで包含していたかという問題である。というのも、「正義所引定本」は多くの注文をも含んでいるからである。「定本」を引用することわずかに二例の『周易正義』の場合も、その一例は韓康伯注を問題にしているし、『尚書』にも孔安國傳の一例がある。『毛詩』ではその大部分が經文よりはむしろ毛傳・鄭箋のテキストの異同であり、『禮記』・『左傳』ともに半數が鄭注・杜注である。

顔師古の校定事業の實態が明らかでない以上、推測の域を出ないのであるが、恐らくその對象は經文のみではなかつたかと想像されるのであ

る。先人の、このことについての指摘がないので、ここで附言しておくたい。

(5) 阮元『左傳校勘記』によれば、「今定本作滿」について、「監本毛本滿誤滿」とある。